



平成 22 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 日本ゼニスパイプ株式会社

代表者名 取締役社長 塩見 昌紀

(コード番号 5274 J A S D A Q)

問合せ先 専務取締役 石井 清

T E L 0 3 (3 8 6 5) 2 6 1 8

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 1 月 21 日開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

本日付プレスリリース「株式会社ハネックスと日本ゼニスパイプ株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関する株式移転計画書の作成及び経営統合契約書の締結のお知らせ」にて公表のとおり、当社は、株式会社ハネックスと共同して、平成 23 年 4 月 1 日（予定）をもって、株式移転によりゼニス羽田株式会社（以下、「共同持株会社」という。）を設立（以下、「本株式移転」という。）することを本日開催の取締役会において決議しておりますが、このために本株式移転の承認に関する議案（以下、「本株式移転議案」という。）を本臨時株主総会に付議することを予定しております。

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第 124 条第 3 項の規定に基づき、定款第 12 条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本株式移転議案が承認され、平成 23 年 4 月 1 日（予定）をもって本株式移転を実施いたしますと、当社の株主は 1 名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会等の基準日制度は廃止することとし、現行定款第 12 条（基準日）を削除するとともに、現行定款第 13 条以下の各条項を 1 条ずつ繰り上げるものであります。（以下、「本定款変更」という。）

なお、本定款変更は、平成 23 年 3 月 31 日の前日までに本株式移転議案において承認された株式移転計画の効力が失われていないことおよび本株式移転が中止されていないことを条件として、平成 23 年 3 月 31 日にその効力を生じるものいたします。

2. 本定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p><u>第 12 条 (基準日)</u></p> <p><u>当社は、毎年 3 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>2. 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</u><u>ことができる。</u></p> <p>第 13 条 ～ (条文省略)</p> <p>第 46 条</p>	<p>(削除)</p> <p>第 12 条 ～ (現行どおり)</p> <p>第 45 条</p>

3. 日程

定款一部変更のための臨時株主総会開催日

平成 23 年 1 月 21 日 (金) (予定)

定款一部変更の効力発生日

平成 23 年 3 月 31 日 (木)

以 上